「事業計画策定ガイドラインの改正案等」に対する意見公募の実施結果について

令和８年４月１日
経済産業省
資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

「事業計画策定ガイドラインの改正案等」の改訂に向け、以下のとおり、パブリックコメントを実施いたしました。御意見の概要及び御意見に対する考え方は別紙のとおりです。ありがとうございました。

１．実施期間等

（１） 意見募集期間

令和８年２月１６日（月）～令和８年３月１７日（火）

（２） 実施方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」、郵送及び電子メール

２．提出意見数

２７件

※意見提出者の数を示しておりますが、別紙では、回答の分かりやすさの観点から意見を整理して示しているため、数字は一致しません。

※なお、個別の案件に関する御意見や本件意見募集とは直接関係のない御意見に対して、考え方は示しませんが、承っております。

３．提出意見及び提出意見に対する考え方等

別紙のとおり

「事業計画策定ガイドラインの改正案等」に対する意見公募の実施結果について（別紙）

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	**調達期間/交付期間終了後の事業継続を徹底すべき。** 再生可能エネルギー発電事業の事業計画策定ガイドライン改正案について以下の点を強く要望します 現在国中でAI・クラウド需要によるデータセンターの建設が急増しており電力需要が爆発的に拡大しています 東電管内だけで2037年までに原発7～9基分相当の電力需要増加が見込まれ全国ではさらに深刻です これらの施設は膨大な電力（数百MW規模）と冷却水を消費し住民の電力使用量を大幅に上回る一方利益の多くが海外企業に流出する構造です 環境負荷（水資源争奪、廃熱、半導体製造時の有害物質リスク）も無視できません こうした電力需要増に対応するため再エネ発電事業の拡大が不可欠ですが FIT/FIP終了後も「己が発電量で己を維持できない」事業は結果的に国民負担を増大させ脱炭素に逆行します 改正案で既に強化されている「調達期間/交付期間終了後の事業継続計画」の報告義務化の趣旨をさらに徹底するため以下の追加・強化を提案します 事業計画認定審査時に「エネルギー収支自立計画（EROIやライフサイクルネットエネルギー貢献）」の提出を義務化 発電設備の製造・運搬・運用・廃棄までの投入エネルギーを上回る発電量が確保できるかを事前審査項目に追加 場所・技術によるEROI変動を考慮し基準値を下回る事業は認定対象外とする 調達期間終了後の継続計画に「再エネ自給率目標」と「廃熱・水循環利用計画」の明記を必須 データセンター等の大口需要家近接の場合廃熱を地域暖房・農業等に再利用したり液浸冷却による水循環システムを導入する計画を求め自己維持性を高める 地域共生の観点から大規模電力消費施設近接事業について住民説明会での電力・水負荷影響の開示を義務化 再エネ事業がデータセンター需要を「肩代わり」する形で負担を増やさないよう透明性を確保 これらにより再エネを「量」だけでなく「質」（真にエネルギー自給・脱炭素に貢献するもの）で選別し国民負担抑制と地域受容性を高められるはずです 「己が発電量で己を維持できない発電に意味はない」という原則をガイドラインに反映させることで持続可能な再エネ主力電源化が実現すると考えます ご検討を強くお願い申し上げます	DXやGXの進展による電力需要増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源を十分確保できるかが我が国の経済成長や産業競争力を左右する状況にあり、再生可能エネルギーを最大限活用していくことが重要です。このため、第7次エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）では、「エネルギー政策の原則であるS＋3Eを大前提に、電力部門の脱炭素化に向け、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、関係省庁や地方公共団体が連携して施策を強化することで、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促す」こととされています。 また、再生可能エネルギーの主力電源化にあたっては、電力市場への統合や、再生可能エネルギーの長期安定電源化に取り組み、再エネ電源を質的にも高度に進化させることが重要です。特に、国民負担をもって導入された発電設備については、再エネ特措法に基づく支援期間の終了後も継続的に事業の実施がなされることが期待されるところ、事業継続に向けて、調達期間/交付期間の終了前から、事業継続のあり方について具体的な計画を立案しておくことが重要です。こうした点を踏まえ、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」においては、調達期間/交付期間終了後の事業継続のあり方について、具体的な計画を立案し、当該計画の概要について定期報告（運転費用報告）で報告することを求めています。引き続き、こうした制度を適切に執行してまいります。

「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」に関する御意見		
	輸入バイオマス等を利用するバイオマス発電を支援すべきでない。 【意見の要旨】 本改正案は、天然林から植林地への転換（森林減少）を伴うバイオマス燃料の利用を事実上放置しており、パリ協定や2050年ネットゼロ目標と根本的に矛盾する。制度の適格性を確保するため、バイオマス発電を「熱電併給」かつ「他用途のない廃棄物」に限定し、森林破壊を助長する輸入燃料をFIT/FIP制度から排除すべきである。 【具体的な意見と理由】 土地利用変化（LUC）に伴う「炭素負債」の厳格な算定義務化 案では輸送や加工の排出のみに焦点が当たっているが、天然林や二次林を皆伐して植林地へ転換した際に放出される膨大な土壌・樹木の炭素（炭素負債）が考慮されていない。この炭素負債をGHG算定に組み込まない限り、石炭火力より排出量が多い「偽りの再エネ」を国民の賦課金で支援することになり、制度の正当性が失われる。 「森林減少（Deforestation）」を伴う燃料の即時排除 現地の法的許可があるからといって、天然林を破壊して作成されたペレットを容認すべきではない。たとえ再植林が計画されていても、一時的な炭素放出が極めて大きい。土地利用変化を伴うバイオマス燃料は、いかなる認証があっても一律に制度対象外とすべきである。 バイオマスの「熱電併給（CHP）」限定と高効率化の義務化 発電効率が30%程度と低い「発電専用」の施設は、貴重な森林資源を無駄に浪費している。エネルギー効率が80%を超える「熱電併給（CHP）」施設、かつ地域での熱利用が確立されている案件に限定して支援を行うべきである。 「廃棄物バイオマス」への限定とカスケード利用の徹底 エネルギー利用のために新たに木を伐る（燃料専用の植林）モデルは、資源循環の原則に反する。バイオマス燃料は、製材端材や下水汚泥、食品廃棄物などの「他用途がない真の廃棄物」に限定すべきである。 第三者認証（特にSBP認証）の盲信に対する警告 案が示す認証（FSC、PEFC、GGL、SBP等）の取得のみをもって持続可能と見なすべきではない。特に業界主導のSBP認証は、天然林転換や炭素負債の評価が極めて甘い。	
	1. 「森を壊していない」の基準が甘すぎます もともとあったジャングルや森を全部切って、新しく「木を植えるための畑」に変えることは、立派な「森林破壊」です。たとえその国の政府が「切っていいよ」と言っていても、一度壊した森はすぐには元に戻りません。もともと豊かな森だった場所から来た燃料は、絶対に認めないでください。 2. 木を燃やすときに出るCO2をちゃんと計算してください 木を燃やして電気をつくるとき、実はたくさんのCO2（地球を熱くするガス）が出ています。今のルールでは「木を植えれば、将来CO2を吸ってくれるからゼロになる」と言っていますが、吸い取るまでには何十年もかかります。今すぐCO2を減らさないといけないのに、これでは地球温暖化を早めてしまいます。 3. エネルギーを無駄にしないでください 今の大きな発電所は、電気をつくるだけで、残りの半分以上の熱をそのまま捨てています。これは、せっかくの木の命を無駄にしているのと同じです。電気をつくるだけでなく、そのときに出る「熱」もお風呂や工場の温水として全部使い切るような、無駄のない仕組みだけにしてください。 4. わざわざ木を伐るのではなく、余ったものだけ使ってください バイオマス発電は、家をつくった後の余りクズや、食べ残しのゴミなど、本当なら捨ててしまうものだけを燃やすべきです。電気をつくるために、わざわざ遠い国の森の木を伐って運んでくるのは、順番が逆です。 5. 「マーク（認証）」があるから安心、と思い込まないでください 「これは良い木です」というマークがついている燃料でも、実はこっそり森を壊していたり、そこに住む人たちの暮らしを壊していることがあります。書類やマークだけを信じるのではなく、現地の本当の様子をしっかり調べて、ダメなものはダメだとはっきり言ってください。	
	・意見内容 改正案では、輸入木質バイオマスの調達に際し、持続可能性（合法性）の証明について林野庁ガイドラインへの準拠を求めていますが、当該定義および証明方法が極めて限定的であり、制度の目的と整合しない点が懸念されます。 ・理由 改正案では、 「持続可能性（合法性）が証明された木材を用いることを証明する書類の交付を受け…林野庁『発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン』を参照すること。」とされています。 しかし、林野庁ガイドラインは主として「合法性（違法伐採でないこと）」の確認に重点が置かれており、国際的に求められる持続可能性の要素――例えば、土地利用変化、炭素ストックの変動、生態系保全、地域社会への影響等――を十分に包含しておりません。 FIT/FIP制度における持続可能性要件は、再エネ導入拡大と環境負荷低減を両立させるための根幹であり、単に合法性の確認にとどまらず、国際基準（例：EU RED II、国際認証制度の基準体系）と整合した広範な持続可能性評価が不可欠です。 したがって、以下の点について改善を求めます。 ・経済産業省として、持続可能性の定義および評価基準を独自に明確化すること。 ・林野庁ガイドラインへの単純な依存ではなく、国際的な持続可能性基準を踏まえた包括的な評価体系を構築すること。 ・認証制度の更新・追加に柔軟に対応できる仕組み（例：省令・告示による随時更新）を整備すること。 現行案のままでは、制度目的である「持続可能な再エネ導入」の実現に不十分であり、事業者の調達判断にも不確実性を生じさせると考えます。	バイオマス発電については、第7次エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）において、「環境、社会・労働、ガバナンス、食料との競合、ライフサイクル温室効果ガスの排出量等の観点から持続可能性が確保されたバイオマス燃料の利用を求めていく。」、「大規模なバイオマス発電については、安定的かつ持続可能な燃料調達の確保やコスト構造を踏まえた将来的な自立化の可能性が課題となっている中で、FIT・FIP制度による支援の在り方や、調達期間及び交付期間が終了した後のバイオマス発電事業の継続の確保について検討を進める。」といった基本的な方向性を掲げています。 また、昨年度の調達価格等算定委員会では、大規模なバイオマス発電の取扱いについて検討が行われ、「令和7年度以降の調達価格等に関する意見（令和7年2月3日調達価格等算定委員会）」においては、「現在入札区分となっている一般木質等（10,000kW以上）及び液体燃料（全規模）は、2026年度以降、FIT/FIP制度の支援の対象外とする」旨が取りまとめられています。また、今年度の調達価格等算定委員会では、昨年度の議論も踏まえ、「令和8年度以降の調達価格等に関する意見（令和8年2月5日調達価格等算定委員会）」において、「バイオマス発電（一般木質（10,000kW以上）及び液体燃料（全規模））については、既認定案件であったとしても、2026年度以降に変更認定申請した際に、適用される調達価格/基準価格が変わる場合には、FIT/FIP制度の支援の対象外となる」旨が取りまとめられています。今般の改正は、これらの意見を踏まえ必要な改正を行うものです。 さらに、FIT/FIP制度におけるバイオマス発電事業では、バイオマス持続可能性WGにおける専門的・技術的な検討等を踏まえ、例えば、本ガイドラインにおいて次の事項を定めています。FIT/FIP認定基準については、認定基準に適合しない場合、FIT/FIP認定の対象としない、又は、FIT/FIP認定の取消し等の対象となります。 ①輸入木質バイオマスの持続可能性について、輸入木材の流通等を所管する林野庁が策定した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」や、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）」により確認することを求めることとしています。また、情報公開については、持続可能性を担保している第三者認証スキーム等の名称や燃料使用量等の公開を求めています。 ②農産物の収穫に伴って生じるバイオマスの持続可能性については、環境や社会・労働、ガバナンス等の観点から第三者認証スキームにより確認することを求めています。 ③輸入木質バイオマスや農産物の収穫に伴って生じるバイオマスに係るライフサイクル温室効果ガス排出量については、原則として、⑴燃料のサプライチェーン上の各社において、ライフサイクル温室効果ガス排出量を確認できる基準に基づく認証を取得した上で、基準値を下回ることを申告することに加えて、⑵当該基準を満たすことを担保している第三者認証スキームの名称の情報公開を求めています。 その上で、バイオマス持続可能性WGにおいて、輸入木質バイオマスの持続可能性基準や2031年度以降のライフサイクルGHG基準の整理に向け、EUの動向等をフォローしつつ、日本における木材利用の実態等も踏まえ、引き続き検討を進めることとしています。 なお、国内木質バイオマス燃料に関しては、第7次エネルギー基本計画にも記載しているとおり、国産木質バイオマス燃料の供給拡大に向け、関係省庁が連携し、林地残材等の更なる利用に向けた体制構築、各地域に適した早生樹や広葉樹等の育林手法等の実証、適正な再造林等を推進してまいります。
	2026年度より輸入木質バイオマス発電をFIT対象外とする方針は、環境、倫理的観点から極めて妥当であり歓迎する。しかし、ガイドライン改正案に盛り込まれたトレーサビリティ基準は依然として脆弱であり、かつ既に認定済みの膨大な既存案件が今後20年も稼働し続ける点に強い危機感を抱く。以下のような観点をもっと国民の声として反映させて欲しい。トレーサビリティの実効性担保と「検証」の義務化 第2章、第1節、(3)にもある、識別番号等の公開だけでは、海外で報告されている認証偽装を防げない。事業者の「自己申告」や「書類交付の受領」に依存する現在の規定を改め、第三者機関による抜き打ち検査、およびGPS座標レベルでの伐採地情報の公開、そして改ざん不可能な最新のシステムの導入「ブロックチェーン技術を用いた、遡及的かつ改ざん不可能な追跡システム」(書類上の手続きだけでなく、伐採から輸送、発電に至るまでの全プロセスをブロックチェーンで管理することで、データの透明性を高め、不正な混入を物理的、システム的に排除することを狙いとしています)などの実現までをガイドラインに明記すべき。そして既存認定案件への遡及的な支援停止の検討。輸入バイオマスは石炭以上のCO2を排出し、熱利用のない発電はエネルギー効率が極めて低い(20から30パーセント)。これらは気候変動対策として不適格である。EUや韓国の政策転換に倣い、日本も既存の輸入燃料依存型案件に対し、FIT、FIP賦課金による支援を早期に停止すべきである。また、サプライチェーンにおける人権、環境デューデリジェンスの強化。事業者が自らサプライチェーンを監査する義務をガイドラインに大胆に明記すべきである。燃料調達が生産地の環境破壊や地域住民への健康被害(大気汚染等)に加担していないか、事業者が法的な責任を持って証明する仕組みが必要である。最後に、国民の倫理的選択権の保障。年間3千億円を超える国民負担(賦課金)が、北米の原生林破壊や海外の環境法違反に加担する結果となっている現状を重く受け止めるべきである。国は一義的な選択肢提供者として、常にその倫理性と正義を自問し、国民が「無自覚な加担者」とならないよう情報を徹底公開すべきである。	
	もともとあった豊かな森を切り開いて作る木質バイオマスは認めないでください。バイオマス発電は、ゴミとして捨てられるものだけを使い、電気だけでなく「熱」も無駄なく使うものだけに限定してください。	
	木材を燃料ではなく建築材として利用し、日本の建築100%国産化を目指してください。 燃料にするのは、建築材加工の過程で出るゴミと、木を大きく育てる際の間伐だけに、厳重に限定してください。 木は保水、土砂拡散防止、酸素供給と、人類全体の財産です。安直な利益は排除し、200年後に使用可能な木を育ててください。バイオマスなど、もってのほかです。	
	意見：「具体的には、林野庁「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」を参照すること。」とあるが、FITは経済産業省が管轄する制度であり、FIT制度における規定は事業計画策定ガイドラインで定めることが妥当だと考えられる。持続可能性の証明に関しては、以下を提案する。 1. 輸入木質バイオマスの持続可能性の証明方法に関し、最低限、第35回バイオマス持続可能性ワーキンググループ（WG）で議論された内容を規定に入れるべきである。 具体的には、環境／土地利用への配慮／ 炭素ストックや生物多様性への影響に留意し、原則として、森林が他用途に転換されないこと、及び一定時期以降に原生林等の保護価値の高い土地が植林地に転換されないこと。（以下略） さらに今後、WGにおいて「原生林」や「希少種や絶滅危惧種」の具体的な定義や照明方法を議論し、本ガイドラインを刷新していくべきである。 2. 木質ペレット工場の情報公開 現在、FITによる木質バイオマス発電で使われている木質ペレットには、生産されたペレット工場において深刻な公害が生じているものが含まれている。 木質ペレットがいつ、どこの工場で生産されたかの情報を公開されれば、当該ペレット工場や周辺での森林の状況について広く情報を得ることが可能になり、より少ないコストでの持続可能性の確認が容易になると考えられる。2024年4月以前は、PKSについてパーム油搾油工場の情報が公開されており、その点でも現実的な対策だと考えられる。 3. FITバイオマス発電において天然林由来の木材を原則対象外とする FITにおいては、短期間（少なくとも20年以内）の炭素蓄積の回復が示されない限り、天然林由来の木材を原料とする燃料は、原則対象外とするのが妥当だと考えられる。天然林を伐採してバイオマスエネルギーとして利用するよりも、森林生態系を維持し、森林蓄積が維持・拡大することによる気候変動対策効果が高いことが、IPCCのレポートでも示されている。 4. 以上の点は、一定の猶予（準備）期間の後、既認定案件に対しても適用すべきである。	
2	総論 これまでバイオマス持続可能性WGでの議論と繰り替えされるガイドラインの修正により、FIT/FIPバイオマス発電における持続可能性の確認方法は「建て増し建築」のように様々な要素が組み合わさり非常にわかりづらいものになっている。また以前議論された「主産物の燃料化は不可」のようにいつの間にかガイドラインから消えてしまった項目もある。一方で、廃棄物の優先的な利用やカスケード利用など、本来のFITで想定されていた課題が十分に取り上げられていない。さらに現状ではFIT/FIPバイオマス発電の7割以上が輸入燃料に依存している点も、再エネは「国産、地産地消」という大原則に反している。エネルギー効率の面でもほとんどのバイオマス発電所が20-30%にとどまり、木材の燃焼によって得られる大量の熱をただ捨てているという資源の無駄遣いが続いていることを直視すべきである。 これらの点から、今一度再生可能エネルギーとしてFIT/FIPで支援するに値するバイオマス発電の原則を明らかにすべきである。 これまでに議論が不十分な点として特に以下がある。 1） 国産、地産地消燃料の優先 2） カスケード利用の徹底 3） エネルギー効率の追求 4） 燃料燃焼時のGHG排出量の算定と参入 FIT/FIPバイオマス発電が、賦課金を支払っている電力消費者に広く理解され支援され続けるためには、最低限上記に関しての抜本的な議論と見直しが必要である。 バイオマス持続可能性WGと資源エネルギー庁にはより真摯な対応を求める。	

意見：森林認証に依存することの限界と違法性への対応
森林認証（FSC/PEFC）のFM認証材であったとしても、生産国の森林管理のあり方や認証機関の質にはばらつきがあり、インドネシアのペレット生産地のように絶滅危惧種が多数生息する保護価値の高い森林であっても認証されている事案が指摘されている（PT.GPL）。ベトナムの木質ペレットがFSC認証を取り消された件に代表されるように、事後的に認証が取り消される例もある。
従って森林認証だけに依存してFIT/FIPバイオマス発電の対象となる木材の持続可能性・合法性の確認することは不適切かつ不十分である。賦課金を負担している消費者の納得を得るためにも、より透明性を高めるための情報公開及び、第三者からの苦情申し立てを受け付け対処する制度を早急に設けるべきである。認証の有無にかかわらず、苦情が出た場合には一度認定を保留するなどの措置を設け、より確実に生産地における持続可能性が担保されることを目指す必要がある。
これまで環境基準に関する法令違反が多数確認された北米のペレット生産者や、FSC認証の偽装が明らかになったベトナムの生産者、それらのサプライチェーンに対しても、FIT/FIPでは十分な対策を講じることができず、情報公開も不十分であった。これは持続可能性の担保を元に賦課金を支払っている消費者への背信行為である。この状態を早急に解決することを求める。

意見：認証制度の扱い
森林認証をFIT/FIPバイオマス発電の持続可能性の担保に用いるにあたっては、認証制度の基準のみならず実施体制や、実際の認証対象に関する第三者からの評価を十分に検証することが必要である。その理由は、認証そのものが大きなビジネスとなっており、「早く安く簡便に」取得できる認証も存在していること、「環境配慮」のお墨付きを与えるグリーンウォッシュになりかねないリスクが増大していることためである。
GGLとSBPに対しては、海外の環境NGOから多くの批判を浴びている。これらは森林の持続可能な管理を認証する制度ではなく、「管理木材（コントロールウッド）を含む森林認証制度を利用した制度」や「丸太を残渣として認証可能な制度」であり、FSCのような実際の森林管理の現場審査を伴う厳しい基準の適用を義務としていない。FSCやPEFCの管理木材（コントロールウッド）を森林管理（FM）認証材と同等に扱うことは極めて不適切であり、FSC側もそれを認めていない。さらに、FSCが持っている苦情申立てシステムと第三者認定機関ASI（Assurance Services International）による監査システムを、PEFC、GGL、SBPは持ち合わせていない。これは持続可能性に関する国際的な自主基準の信頼性を保証するために不可欠な仕組みである。
従ってFIT/FIPバイオマスにおいて、GGLやSBPの取得をもって森林認証材と同等に持続可能性が確認された木材とすることは不適切である。
参考情報：SBP「持続可能なバイオマスプログラム：持続不可能なものを認証する」
https://www.gef.or.jp/wp-content/uploads/2025/11/fd52067c10b039b25f0eddb1e36c36e0.pdf
GGL「グリーンゴールドラベル：丸太を「残渣・廃棄物」として認定できる、不透明なバイオマス認証制度」（英語）
https://comiteschonelucht.nl/wp-content/uploads/2025/12/251218-GGL-Report-Green-Gold-Label-final-pdf.pdf

意見１：林野庁を所轄官庁に加えること
これまでFITは経産省の単独所轄であったが、特に木質バイオマスに関して林野庁の役割と責任が大きくなってきている。林野庁にも予算配分を適切に行い、十分な対応が行えるよう、バイオマス発電に関しては林野庁を所轄官庁に加えるべきである。

意見２：原生林に限らず天然林由来の燃料を回避すること
バイオマス持続可能性WGでは「原生林」に偏った議論が展開されているが、「原生林が植林地に転換される場合など、土地利用変化はないが、木質バイオマスが収穫された後で炭素ストックの回復に長期間を要するリスクの排除を図るべきではないか」という点は、森林・土地利用の観点から誤りである。
SBTなど最新の科学的知見における考え方は、原生林（天然林）が植林地に転換される場合は「土地利用変化」であり「森林減少」とみなす。原生林に限らず天然林を植林に転換することにより「森林減少」が進み、炭素ストック、生物多様性、土壌保全、水質保全、災害防止、地域社会との共存などあらゆる面において森林（天然林）が生み出してきた公益的機能が損なわれることを正しく認識すべきである。
またWGでも議論された通り、「原生林」には国際的に統一された定義がなく日本では林野庁も原生林を定義していない。例えばカナダにおける原生林は「樹齢に限らず過去に工業的な伐採の影響を受けていない森林」であるが、日本での一般的な原生林のイメージは樹齢が数百年以上の「老齢林」に近い。
定義のない状態のまま「原生林」であるか否かをFIT/FIPにおける持続可能性の議論の対象とすべきではない。
原生林に限らず天然林を伐採し植林地に転換することは不可逆的かつ深刻な環境・社会影響がある。特に海外における森林減少は実態の把握が困難であることを鑑み、輸入燃料に関してはFIT/FIPでの支援対象から森林減少の可能性のある「天然林を伐採して生産された燃料」を外すべきである。

意見：
元来、FIT/FIPにおいては製材残材や林地残材などの「残材」をエネルギー利用することが想定されていた。農産物由来の燃料においても「主産物」の利用を回避すべきという議論がWGでは存在した。林産物においても資源の効率的利用の観点から、エネルギー利用はカスケード利用の最終段階と位置付けるべきである。林野庁の「木質バイオマス発電・証明ガイドラインQ&A」
https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/pdf/hatsudenriyougaidorainqa.pdfにおいても、「森林資源を有効活用するためには、「カスケード利用」、すなわち、柱などの建 築資材や紙など、製品として価値の高い順に利用し、最終的に燃焼させエネルギー利用 するといった、多段階な利用を行うことが重要となります。」との記載（p2）がある。
また国連の責任投資原則（PRI）によるEU向けバイオマスポリシーレポートhttps://www.gef.or.jp/wp-content/uploads/2025/07/a7c829b5ec95d90a41accd5853fb0093.pdf
に明記されているとおり、カスケード利用の最上位は「森林」そのものであることを改めて認識すべきであり、再エネと位置付けられるFIT/FIPバイオマス発電が森林の減少と劣化に寄与しないことを確実にすべきである。
その一環として、今般の林野庁ガイドライン改訂にはカスケード利用の原則を含むこととし、原則的に製材残材、建築廃材等の廃棄物を優先し、間伐材を利用する場合には他の用途に活用できないことの理由を説明させ、主伐材は対象外とすべきである。

前ページと同じ。

【意見】
- 以前の改正で盛り込まれていた、事業者に「流通経路の確認」を求める要件は無くなっていないものと理解した。ペレット工場は、通常、周囲50km～100kmから木材を調達するため、ペレット工場が特定されれば、その工場で環境法違反が起きているか否か、周辺で貴重な森林が伐採されていないか、現地NGOの情報などを踏まえて判断できる。したがって、この要件は「ペレット工場までの流通経路の確認」とした上で、その情報の公開まで求めるべきである。それによって、再エネ賦課金が環境・社会に悪影響を与えるバイオマス燃料に使われていないか、国民の目による監視が可能となるし、行政（経済産業省）としても監督が容易になるはずだ。

-「2029年度までに化石燃料比50%削減、それ以降は、同70%削減」という、GHG削減要件も無くなっていないものと理解した。この要件は、たしか、2022年度までに認定を受けた案件だけが対象で、それ以前の既認定案件は、努力義務だった。ここは、もう一歩踏み込んで、バイオマスの燃焼によるCO2をカウントした上で、全ての案件に対して義務化すべきである。なぜなら、木質バイオマスの燃焼によるCO2排出は石炭より多いのは、科学的に明らかであって、たとえ、持続可能な管理がなされた植林地由来のペレットであっても、炭素ストックの循環にはそれなりに時間が掛かるのであるから、一律で「ゼロカーボン」とするのは科学的におかしい。実際には、北米（カナダ）やインドネシアでは、天然林の丸太由来の材がペレットになっており、その後に単一樹種の植林が行われている。この場合、数十年かけても炭素ストックは回復しない（永久に回復しない可能性も高い）のであるから、尚更である。

意見
1. 伐採の合法性だけじゃなくて、全体の持続可能性（合法性）を求めるようになったのは前身に見えるが、同時に改正に掛けられている「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」を見ると、厳密な意味での「森林認証」以外のSBPやGGLでもOKになってしまっている。SBPやGGLは、森林管理の現場を見ることなく、最低限のリスク管理しかされてない材を使用しているペレット工場に認証を与えており問題である。SBPとGGLを除外した上で、ペレット工場の特定と公開、また、原生林・天然林由来の原料を使っていないこと、工場で環境法違反が起きていないことのデューデリジェンス（DD内容の報告）を義務化するべきである。これらの報告に虚偽があった場合は、FIT・FIP認証の取消を行うべきである。
2. また、2026年度以降は、輸入木質バイオマス・液体燃料発電は新規認定の対象外となったが、報道・NGOの指摘がしている、既存案件による膨大な燃料輸入とそれによる生産地の環境・社会問題は、今後も続いてしまう。1. で述べたような技術的な規制をかけていくことで、実質的に既認定案件も縮小させていくことが必要である。

・意見内容
1.森林減少の扱いが不十分
案では「法律に沿って管理された植林地」であれば持続可能としています。しかし、インドネシアなどでは天然林を皆伐して植林地へ転換すること自体が合法とされる場合があり、制度上、天然林破壊が見逃される恐れがあります。天然林の伐採は、生物多様性の喪失を引き起こす主要因であり、多くの動植物の生存を脅かします。法的手続きの有無に関係なく、天然林や二次林を伐採して造成された植林地に由来する燃料は、どのような認証を持っていても制度の対象外とすべきです。
2. GHG算定で「炭素負債」を考慮していない
現行の算定式では、燃焼時の排出をゼロ扱いとし、輸送・加工の排出のみを重視しています。しかし、天然林伐採によって失われる土壌や樹木の炭素貯蔵量（炭素負債）が計算に含まれていません。森林は本来、炭素吸収源として重要であり、その破壊は気候変動と生態系の両面に深刻な影響を与えます。土地利用変化(LUC)に伴う炭素放出をGHG算定に厳格に組み込むべきです。石炭火力より排出が多くなるような「見かけだけの再エネ」に、国民負担の賦課金を投入すべきではありません。
3. 発電効率の低い施設を認め続けている問題
発電専用施設は効率が30%程度と低く、資源の浪費につながります。森林資源は有限であり、低効率利用は持続可能性の観点から問題があります。森林資源を燃やすのであれば、80%以上の高効率を実現できる熱電併給(CHP)で、地域の熱利用が確立している案件に限定すべきです。
4. カスケード利用の原則が守られていない
本来は建材や家具として利用できる木材まで、発電用燃料として伐採・輸入されている状況が続いています。これは、資源を段階的に有効利用するというカスケード利用の原則に反します。バイオマス燃料は、製材端材、下水汚泥、食品廃棄物など、真に廃棄物として発生するものに限定すべきです。発電のために新たに木を伐採する（燃料専用の植林）モデルは、資源循環の理念に反します。
5. 認証制度への過度な依存と独自審査の不足
案ではSBP、FSC、PEFC、GGLなどの第三者認証を「持続可能性の証明」としていますが、認証は万能ではありません。特にSBPは木質ペレット業界が主導しており、天然林の皆伐や炭素負債の扱いが甘いとして欧州の環境NGOから批判されています。天然林の破壊は、生物多様性の喪失を引き起こすことが科学的にも示されています。インドネシアなどの熱帯林地域では、SBP認証を取得した事業地であっても、直前に天然林が皆伐されていたり、住民の合意形成(FPIC)が不十分だったりする事例が報告されています。
特定の認証を取得しているだけで「持続可能」と判断すべきではありません。行政は業界寄りの認証に依存せず、衛星データ、現地NGO、地域住民の声などを独自の審査基準に組み込み、実態の伴わない事業を排除すべきです。

・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）
理由は意見内容に記述している。参考論文を以下に列挙する
International Fund for Animal Welfare (IFAW). Deforestation and Wildlife: Causes and Effects. 2024.
Science Times. Deforestation and Biodiversity Loss: How Habitat Destruction エs Disrupting Ecosystem Balance. 2025.
Wiebe, R. A., & Wilcove, D. S. Global biodiversity loss from outsourced deforestation. Nature, 2025.
World Wildlife Fund (WWF). Deforestation and Forest Degradation. 2024.

3	**バイオマス持続可能性ワーキンググループに、環境団体・NGOからメンバーを加えるべき。** バイオマス持続可能性WGに、輸入木質バイオマスの課題を指摘してきた環境団体・NGOからメンバーを加えるべきである。 環境の専門家でありかつ第三者性を有する環境団体からも正式メンバーを加えることで、海外の具体的な生産地の課題や持続可能性、気候変動と森林減少・劣化に関する最新の知見を踏まえた議論が可能になると考えられる。 正式なメンバーに加えることが難しい場合も、オブザーバーとしての参加と発言を認めるなど、環境団体の意見を積極的に取り入れ検討できる体制を整えるべきである。	「審議会等の整理合理化に関する基本的計画（平成11年4月27日閣議決定）」における「審議会等の運営に関する指針」において、審議会等の委員の任命については、当該審議会等の設置の趣旨・目的に照らし、委員により代表される意見、学識、経験等が公正かつ均衡のとれた構成となるよう留意するものとされています。バイオマス持続可能性ワーキンググループの委員の任命についても、これに基づいて適切に対処しているところです。
4	**「木質バイオマス証明ガイドライン」と「クリーンウッド法」の関係について。** 現行のバイオマスガイドラインでは、「3. 燃料の安定調達に関する計画の策定及び体制の構築」において、3(5)に「『クリーンウッド法』に基づく合法性確認木材等である燃料を調達・使用すること」と記載されている。 一方、ワーキンググループの議論内容を拝見すると、輸入木質バイオマスの持続可能性（合法性）の確認方法については、「木質バイオマス証明ガイドライン」に一元化する方向で整理されているものと理解している。 この場合、本ガイドラインの改訂後においては、輸入木質バイオマスの持続可能性（合法性）の確認方法として、「木質バイオマス証明ガイドライン」を参照した方法を満たしていれば必要十分であり、同ガイドラインを参照した方法は、すなわち「クリーンウッド法」に基づく合法性確認木材等である燃料を調達・使用することを担保する内容であると解釈してよいか。	御指摘の改訂は、関係審議会において、輸入木質バイオマスの持続可能性の確認の方法について、輸入木材の流通等を所管する林野庁が策定した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」及び「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に規定されている内容について、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に統合する旨が整理されたことを踏まえ、必要な改訂を行うものです。 なお、事業の実施に当たっては、本ガイドライン第2章第1節3.③⑸のとおり、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」を踏まえた対応とは別に、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）を踏まえた対応が必要となります。
5	**ガイドライン改正とあわせて、認定申請書等の様式の記載要綱なども更新されるのか。** WG内容を踏まえた本ガイドライン及び発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインの改訂に沿った形で、「再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書」等の認定申請様式の記載要領なども更新されるという認識でよいか。	本ガイドラインの改訂を踏まえ、再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書の記載要領におけるバイオマス発電の場合に求める添付書類（輸入バイオマス燃料の合法性、持続可能性の証明書類）の説明についても更新する予定です。
6	**支援の対象外となる区分等について、調達価格/基準価格が変更される事業計画の変更を行った場合の取扱い。** 事業策定ガイドライン（バイオマス発電）の改正案 第2章第1節3【解説】のうち「2025年度以前に認定を受けたものについて、調達価格/基準価格の変更を伴う変更認定を受ける場合はFIT/FIPの対象から外れる」という点について既認定案件については調達価格/基準価格の変更を伴う変更認定を引き続き可能としていただきたい。 バイオマス発電事業者は、昨今の資源価格、為替（円安）、物価高騰という厳しい外部環境のもと、事業継続のために事業性改善を検討していく必要があり、使用燃料の変更がその選択肢の一つとなる。 今回の変更は、既認定案件の事業継続に向けた選択肢を過度に制限し、最悪の場合バイオマス発電設備の稼働停止等につながる可能性もあるものであり、調達価格／基準価格の変更を伴う場合であっても、変更認定を引き続き可能とする整理をご検討いただきたい。	バイオマス発電については、第7次エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）において、「大規模なバイオマス発電については、安定的かつ持続可能な燃料調達の確保やコスト構造を踏まえた将来的な自立化の可能性が課題となっている中で、FIT・FIP制度による支援の在り方や、調達期間及び交付期間が終了した後のバイオマス発電事業の継続の確保について検討を進める。」との方向性を掲げています。 昨年度の調達価格等算定委員会では、大規模なバイオマス発電の取扱いについて検討が行われ、「令和7年度以降の調達価格等に関する意見（令和7年2月3日調達価格等算定委員会）」においては、「現在入札区分となっている一般木質等（10,000kW以上）及び液体燃料（全規模）は、2026年度以降、FIT/FIP制度の支援の対象外とする」旨が取りまとめられています。また、今年度の調達価格等算定委員会では、昨年度の議論も踏まえ、「令和8年度以降の調達価格等に関する意見（令和8年2月5日調達価格等算定委員会）」において、「バイオマス発電（一般木質(10,000kW以上)及び液体燃料（全規模））については、既認定案件であったとしても、2026年度以降に変更認定申請した際に、適用される調達価格/基準価格が変わる場合には、FIT/FIP制度の支援の対象外となる」旨が取りまとめられています。今般の改正は、これらの意見を踏まえ必要な改正を行うものです。
「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」に関する御意見		
7	**山岳地・水源地域への風力発電所の立地について規律すべき。** ・意見内容 山岳地・水源地域への風力発電所の立地について、以下の規制・義務化をガイドラインに明記していただくよう求めます。 ① 急峻な山岳地・水源地域への立地を明確に禁止または厳格に制限すること ② 湧水・地下水・水脈への影響評価を事前に義務化すること ③ 下流域の集落・農地・生活用水への長期的影響を環境審査の中心的評価項目に位置づけること ④「開発できる場所」を定める前に、まず「守るべき場所」を明示すること ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。） 山は単なる土地ではありません。長い年月をかけて雨水を蓄え、湧き水として下流の田畑・集落・川へと命の水を届ける、かけがえのない水源です。 山岳地での大規模開発は、樹木の根が張り巡らされた保水層を破壊し、湧水の枯渇、地下水脈の断絶、土砂崩れのリスク増大をもたらします。一度失われた水脈は、数十年・数百年をかけて形成されたものであり、人工的に回復することはほぼ不可能です。 再生可能エネルギーの普及は重要な政策課題である一方、その推進が別の形で自然環境と人々の生存基盤を破壊するものであってはなりません。 私たちには、今を生きる世代だけでなく、子孫の世代に対しても、清潔な水と豊かな山を引き継ぐ責任があります。どうか、エネルギー政策の数値目標だけでなく、百年後の命に対する責任をガイドラインの根幹に据えていただくようお願いいたします。 参考・根拠: ・環境省「陸上風力発電に係る環境影響評価の基本的考え方に関するガイドライン」 ・国土交通省「水源地域保全に関する基本方針」 ・林野庁「森林の水源涵養機能に関する調査報告」	再生可能エネルギーの導入にあたっては地域との共生が大前提であり、また、発電事業の実施にあたっては、土地造成及び電気設備の安全性確保、生活環境及び自然環境・景観の保全、適正な土地利用の確保など、各種の公益との調整を行う関係法令が存在し、これらを遵守することが必要です。 このため、FIT/FIP制度では、認定要件として関係法令の遵守を求めるとともに、周辺地域の住民との適切なコミュニケーションを図るため、周辺地域の住民への説明会等の実施を認定要件としています。加えて、不適切な案件に対する現地調査も実施しており、こうした調査等を通じて関係法令への違反が確認された場合には、行政指導やFIT/FIP交付金の一時停止措置、認定取消し等の措置を厳格に講じているところです。こうした取組を通じて、適切な事業の実施を促すとともに、不適切な事業に対しては、引き続き厳格に対応してまいります。
「廃棄等費用積立ガイドライン」に関する御意見		
8	**風力発電設備にも廃棄等費用積立制度を適用することで、国民負担が増加するのではないか。** ただでさえ再エネ賦課金で取られているのに、風力の廃棄積立金も消費者が負担するとなると、消費者は一層、生活が苦しくなると思います。	廃棄等費用積立制度（本制度）において積立てを義務付ける廃棄等費用は、2012年度のFIT制度の開始当初から、調達価格の算定に当たり計上されてきており、事業者自身が積み立てることを期待されるものです。本制度は、調達価格/基準価格の算定に当たって計上された廃棄等費用の積立てを求めるものであり、国民負担が増加するという御指摘は当たりません。いずれにせよ、再生可能エネルギー発電設備の適正な廃棄等を担保するため、風力発電設備を廃棄等費用積立制度の対象とし、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら、再生可能エネルギーの導入を進めていきます。
9	**解体等積立金の利息の取扱いについて。** ■意見 現行の廃棄等費用積立ガイドラインでは、「解体等積立金の原資となる調達価格が国民負担によって支えられていることを踏まえ、解体等積立金の利息が生じた場合においても、国民負担を軽減するために解体等積立金の管理業務費用に充てることとする。 他方、別途、認定事業者からは解体等積立金の管理業務費用を徴収しない。以上から、解体等積立金に利息は付さない。」とされているが、管理業務費用を超える利息収入は認定事業者等に返還すべきである。 ■理由 廃棄等費用積立ガイドラインの初版が公表された2021年9月時点の長期金利（10年債金利）は0.1%未満だったところ、足元（2月27日現在）では2.1%を超えて推移しており、今後、更なる金利上昇も見込まれている。 ガイドラインの初版を策定した当時とは金融情勢は異なってきており、足元の金利動向を踏まえると、推進機関が受ける利息収入は管理業務費用よりも大きく上回る可能性がある。 一方で、足元の資機材・人件費等の高騰の状況を鑑みると、廃棄等に要するコスト上昇等の可能性もあり、認定事業者等への適法な処理を促す観点では、管理業務費用を超える利息収入は認定事業者等に返還することが適切と考える。 管理業務費用を超えて生じた利息収入を推進機関が留保し、認定事業者等に返還しない仕組みを固定化することは、認定事業者等が拠出した積立金が本来有する収益を不当に収用する結果となり、日本国憲法第29条が保障する財産権との関係でも問題が生じ得る。 管理業務費用を超えて積立金から発生した利息は、積立金の拠出主体である認定事業者等に返還されるべきであり、推進機関がこれを当然に取得する合理的根拠は乏しい。	廃棄等費用積立制度（本制度）において積立てを義務付ける廃棄等費用は、2012年度のFIT制度の開始当初から、売電に対して支払われる国民負担で支えられている調達価格の算定において想定されており、事業者自身が積み立てることを期待されるものです。加えて、本制度では、外部機関における積立金の管理業務に必要な事務費は、国民負担である賦課金によって手当されています。そのため、本制度では、積立金を運用することも可能であるものの、積立金の原資となる調達価格/基準価格が国民負担によって支えられていることを踏まえ、積立金の利息については、国民負担を軽減するため、積立金の管理業務費用に充てることが適切と考えております。加えて、積立金の運用益（利息）を積立金の管理業務費用に充てる一方で、別途、事業者からは積立金の管理業務費用を徴収しない扱いとしており、このような取扱いには合理性が認められると考えております。そのため、積立金に利息を付さない扱いをすることは、財産権を不当に侵害するものではないと考えております。
10	**積立期間が10年未満の案件で内部積立を行う場合の取扱いについて。** ■対象箇所 〇廃棄等費用積立ガイドライン（改正案） 積立期間が 10 年未満の案件の取扱い 積立期間が 10 年未満の案件（RPS 認定設備から FIT 認定へ移行し、FIT 認定から FIP 認定に移行した案件を除く。）に適用される解体等積立基準額は、適用されている基準価格に対応する解体等積立基準額の欄に掲げる額に 120 を乗じて得た額を積立期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数）で除して得た額とする。 ■意見及び理由 上記の表現は外部積立を念頭に置いた表現と推定され、内部積立の場合の取り扱い（年間を通して積立すべき額）が不明瞭なように見受けられるため、取り扱いを確認したい。 内部積立の場合は、「内部積立想定額を積立期間において均等に分割して積み立てる場合に、定期報告 （年1回）の時点で積み立てておくべき額以上の額」を積み立てする必要がある理解である。 ここで、「定期報告 （年1回）の時点で積み立てておくべき額以上の額」とは、積立期間が10年未満の場合、kWあたりの「廃棄等の費用の想定額」をどのような計算方法で分割（年ベースで均等に分割するのか、月ベースで均等に分割するのか）することが想定されているのか、ご教示いただきたい。	お尋ねの、内部積立ての場合の「定期報告 （年1回）の時点で積み立てておくべき額以上の額」については、廃棄等費用積立ガイドラインの改正案の注釈37においても「積立期間においては、毎年、要件2③に記載した廃棄等費用の総額を当該積立期間で均等に分割して積み立てる場合に当該時点で積み立てておくべき額以上の額を、積み立てておく必要がある。」と示しているとおり、定期報告 のタイミング（年1回）を踏まえ、年ベースで均等に分割することを想定しております。

11	**基礎を存置する場合の積立金の取戻しについて。** 今回の改正案において、風力発電で積立金の取戻しが認められる条件が次のように規定されています。 『基礎を含めた発電設備の全体を解体・撤去する場合』 一方、実際に風力発電所の撤去を行う場合には、地盤の安定性を維持するため、撤去工事に伴う周辺環境への影響を防止するため、などの理由により基礎を存置する場合があります。 事業計画策定ガイドライン（風力発電）においても、地下基礎の扱いについては次のように記載されています（P.27）。 『なお、陸上風力発電所の撤去時における地下基礎の扱いについては、環境省による廃棄物処理法に係る解釈明確化の通知（※）や「陸上風力発電機の基礎の取扱いに関する解説」（2023 年 2 月、日本風力発電協会）を踏まえながら、適切に判断することが求められる。』 撤去の段階で事業計画策定ガイドラインの規定に沿って基礎を存置する場合であれば、積立金の取戻しが可能であることを明記いただきたい。 本改正案において基礎の撤去が積立金返還の条件とされている点に関して、地域事情や安全性の観点から以下の事情があります。 第一に、基礎を残置することについて、地権者がこれを許容しているケースがあります。 第二に、基礎を撤去することにより、かえって斜面の安定性が損なわれ、土砂災害の危険性が増大する場合があります。 このような事情を踏まえると、 1. 地権者が基礎の残置を許容している場合、または 2. 基礎を撤去することで、かえって土砂災害のリスクが高まる場合 には、基礎を撤去しない場合であっても、積立金を全額返還いただきたいと考えます。 意見内容 改正案では取戻しが認められる場合の条件として「基礎を含めた発電設備の全体を解体・撤去する場合」とあります。しかし、同意書や協議記録等の証憑により条件充足を確認できる場合、地中杭を残置しても積立金の取戻しを可能とする制度設計を求めます。 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。） 環境省通知および日本風力発電協会の解説では、一定条件を満たす場合、風力発電設備の地下工作物（地中杭等）の残置は差し支えないとされており、事業計画策定ガイドライン（風力発電）でもこれらを踏まえた適切な判断を求めております。 実際に、地中杭撤去は地盤沈下等により周辺へ影響するおそれがあることから、地権者や地方公共団体等の承諾を得たうえで残置が認められるケースがあると理解しております。 こうした各種ガイドライン等および安全性の観点を踏まえると、同意書や協議記録等の証憑により条件充足を確認できる場合には、地中杭を残置しても積立金の取戻しを可能とする制度が必要であると思われます。 （以下、根拠となる出典一覧） ・第 12 回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（令和3年7月2日開催）を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について（通知） ・陸上風力発電機の基礎の取り扱いに関する解説（2023年2月） ・事業計画策定ガイドライン（風力発電）_P.27	頂いた御意見も踏まえ、事業計画策定ガイドライン（風力発電）（2025年5月改訂、資源エネルギー庁）の記載に基づき、陸上風力発電設備の撤去時における地下基礎の扱いについて、環境省による廃棄物処理法に係る解釈明確化の通知（※）や「陸上風力発電機の基礎の取扱いに関する解説」（2023 年 2 月、日本風力発電協会）を踏まえて適切に判断されたことが明らかである場合に限り、地下基礎を存置する場合であっても積立金の取戻しが認められる旨を、廃棄等費用積立ガイドラインにおいて明記することとします。 （※）「第 12 回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（令和3年7月2日開催）を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について（通知）（環循適発第 2109301 号、環循適発第 2109302 号）」